

第三次昭島市子ども読書活動推進計画

— ひとりひとりの子どもに読書の楽しみを！ —



平成 29 年 3 月

昭 島 市

はじめに

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条において、子どもの読書活動は「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」とされています。

この趣旨を鑑み昭島市では平成19年3月に「昭島市子ども読書活動推進計画」、平成24年3月に「第二次昭島市子ども読書活動推進計画」を策定し、生まれたときからの読書環境づくり、朝読書などとおしての読書時間の確保、中学高校生の読書フォーラムなど計画の推進に取り組んでまいりました。

未来を拓いていく子どもたちにとって、読書活動により醸成される能力には限りがないものがあります。読書活動により子どもたちは言葉を憶え、知識を蓄え、感受性を豊かにするとともに好奇心や創造力を育みます。

これから子どもたちがはばたいてゆく世界は、多様な価値観が存在し、ますます変化の激しい世界になるものと思われれます。来る2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックに向けて、真に国際的にも活躍できる子どもたちを育成していく上にも、読書活動は重要な役割を担うことでしょう。

昭島市ではこのたび、国の「基本計画」や都の「推進計画」を基本として、子どもたちの読書環境のより一層の充実を図るため、「第三次昭島市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

読書環境の整備を図り、子どもたちの成長段階にあわせた読書活動を家庭、学校、地域など社会全体で支援していきたいと考えております。市民の皆様のさらなるご理解とご尽力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、「昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会」において熱心にご論議いただきました委員の皆様にご改めてお礼を申し上げます。

平成29年3月23日

昭島市長 白井伸介

第三次昭島市子ども読書活動推進計画
— ひとりひとりの子どもに読書の楽しみを！ —

も く じ

はじめに

第1章 基本的な考え方

- 1 第三次子ども読書活動推進計画の策定にあたって …… 3
- 2 子ども読書活動推進の現状、成果及び課題 …… 5
- 3 計画の基本的な方針 …… 18

第2章 具体的な取り組み

- 1 目標 …… 19
- 2 乳幼児の読書活動への取り組み …… 19
- 3 小学生・中学生の読書活動への取り組み …… 23
- 4 高校生の読書活動への取り組み …… 25
- 5 特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動への取り組み …… 25
- 6 市民図書館の取り組み …… 26
- 7 オリンピック・パラリンピック開催に関連した読書活動の推進 …… 27

第3章 計画の実現へ向けて

- 1 人材の確保と育成 …… 28
- 2 子どもの読書活動への理解と促進 …… 29
- 3 子どもの読書活動推進体制 …… 29

- <資料1> 子どもの読書活動の推進に関する法律 …… 30
- <資料2> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱 …… 33
- <資料3> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿 …… 35
- <資料4> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会開催状況 …… 36
- <用語説明> …… 37

第1章 基本的な考え方

1 第三次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

(1) 計画の目的

子ども(※1)は読書により、言葉を覚え、考える習慣や豊かな感受性を養い、他者を思いやる心、想像力などを身につけます。これらの体験は、子どもの知的好奇心を高め、創造力やより広い世界を知る一歩となりえます。

さらに読書は、多様な価値観の存在を認め、格差社会の拡大や急速な少子・高齢化社会の到来など変化の速度が激しい社会状況に対して、自ら考え、判断する能力も育みます。

現在、子どもを取り囲む環境は平成24年3月に策定した第二次計画の策定時よりも大きく変化を遂げています。特に、電子媒体の普及は、平成27年度「昭島市立学校の児童・生徒及び保護者アンケート」の調査結果によれば、小学生の50%超、中学生の70%超が携帯電話を利用しており、SNS等を利用したあらゆる情報の享受、発信など、子どもの生活全体、ひいては読書環境にも少なからずの影響を与えていると認識しています。

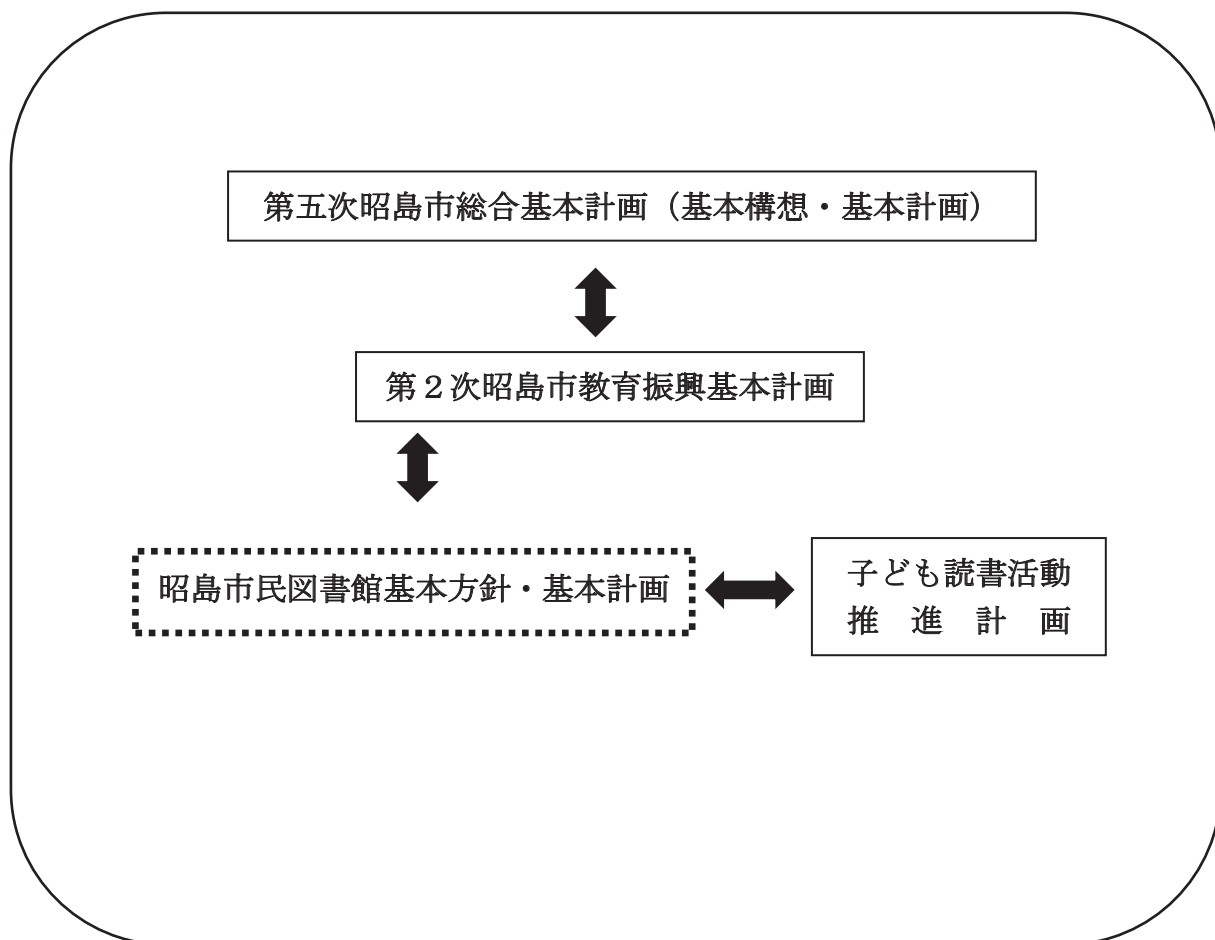
そのような現状も踏まえ、本計画は、子どもと本とを「つなぐ」読書環境の整備を進め、子どもたちが自ら本を楽しみ、読書する力を身につけて、豊かな人間として人生をより深く生きていけるように、子どもの読書活動を支援し推進することを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

「昭島市子ども読書活動推進計画—ひとりひとりの子どもに読書の楽しみを！—」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)に基づき、子どもの読書活動の改善を図り、読書活動を推進するため、平成19年3月に平成23年度までの5年間の計画を策定し、引き続き平成24年度から平成28年度までの「第二次昭島市子ども読書活動推進計画」(以下、「第二次計画」と言う。)が策定され、一定の成果を上げてきました。この第二次計画が平成28年度末をもって満了となることから、本市の子どもの読書活動推進を継続するために、「第三次昭島市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の充実に努めていくものです。

また、「第五次昭島市総合基本計画」(※2)、「第2次昭島市教育振興基本計画」(※3)並びに「昭島市民図書館基本方針・基本計画」(※4)との整合性を図りながら、子どもの読書活動を推進するための計画として位置づけます。

各計画関連図



(3) 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

2 子ども読書活動推進の現状、成果及び課題

(1) 子どもと本を取り囲む現状

①子どもの読書状況

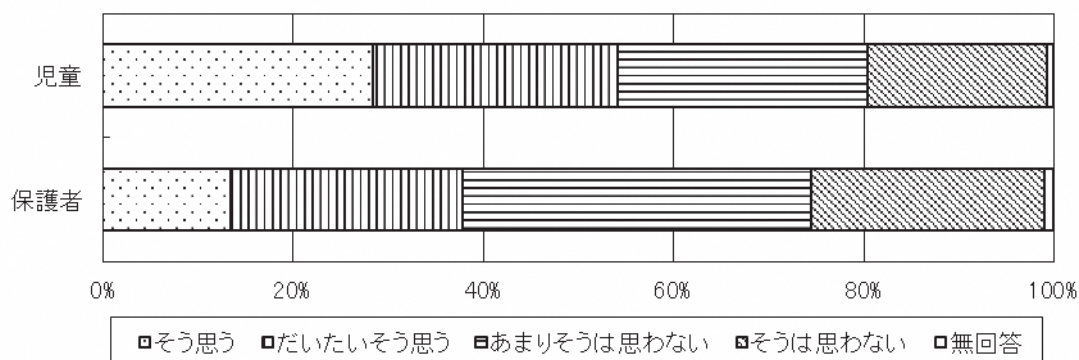
平成27年度「昭島市立学校の児童・生徒及び保護者アンケート」の調査結果によれば、毎日読書をしていると答えた児童・生徒は、増加傾向にあります。

〔調査対象〕 小学校4～6年生の児童及びその保護者、中学校1～3年生の児童及びその保護者

〔調査方法〕 児童、生徒及び保護者にアンケートを配布し実施、回収

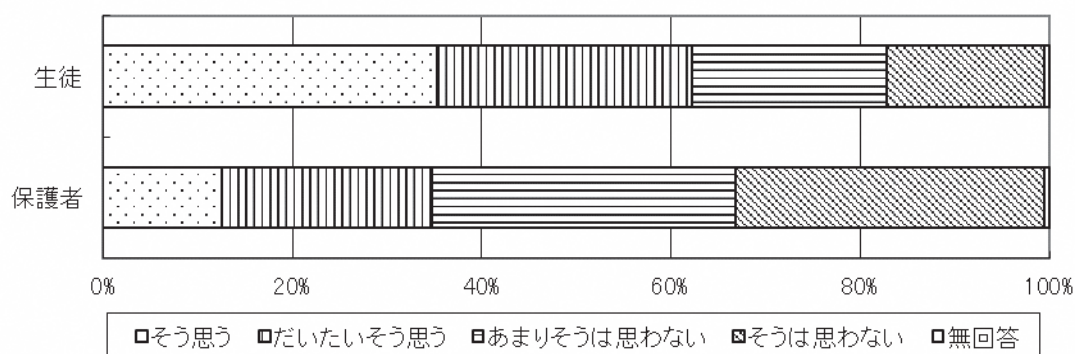
【小学校】

質問事項			選択肢				
			そう思う	だいたい そう思う	あまりそう は思わない	そうは 思わない	無回答
毎日読書をして いると思いますか。	保護者	平成27	13.4%	24.5%	36.5%	24.5%	1.1%
		平成26	13.4%	24.5%	36.5%	24.5%	1.1%
	児童	平成27	28.4%	25.7%	26.2%	18.9%	0.7%
		平成25	26.4%	26.4%	27.5%	18.9%	0.8%



【中学校】

質問事項			選択肢				
			そう思う	だいたい そう思う	あまりそう は思わない	そうは 思わない	無回答
毎日読書をして いると思いますか。	保護者	平成27	12.6%	22.2%	32.0%	32.6%	0.6%
		平成26	12.6%	22.2%	32.0%	32.6%	0.6%
	生徒	平成27	35.3%	26.9%	20.5%	16.7%	0.6%
		平成25	35.0%	25.8%	20.9%	17.9%	0.4%



②不読率の状況

東京都における計画（※5）の取組で、不読率（※6）改善がみられたものの、まだ目標値には到達していない状況です。

東京都調査による平成19年から25年の不読率改善状況（%）

小2	5.8 → 2.6	（目標 2.9）
小5	9.0 → 5.4	（目標 4.5）
中2	23.4 → 13.2	（目標 11.7）
高2	47.8 → 31.8	（目標 23.9）

③不読者を取り巻く環境

同じく、東京都における計画では本を読んでいない子どもを取り巻く環境として次のような調査結果をあげています。

子どもの読書状況 子どもを取り巻く環境	子どもの読書状況	
	1冊以上読んでいる 児童・生徒の割合	読んでいない児童・生徒の割合
身近な人に本を読んでもらったことがある	60.9	30.9
身近な人に本を読んであげたことがある	32.1	9.5
身近な人と図書館や書店に行くことがある	60.3	23.7
身近な人と本の話をする	49.9	13.8
家の中に本がある	92.1	69.6
学級文庫を利用している	36.4	5.4
どれも当てはまらない	2.6	20.2
無回答	1.3	3.3

④昭島市民図書館の現状

昭島市民図書館の現状は、つぎのとおりです。

18歳以下の登録者数が平成23年度では7,264人であったのが、27年度には6,666人に減少しています。また、18歳以下の貸出冊数が23年度では102,792冊であったのが90,655冊に減少しています。

児童図書蔵書数

(単位：冊)

年 度	市民 図書館	昭和 分館	緑分館	つつじ が丘分室	やまのか み分室	移動 図書館	外部 書庫	合 計	
27年度末	46,939	14,535	15,907	10,597	8,458	6,139	8,875	111,450	
23年度末	43,319	14,149	14,956	10,215	8,594	5,684	9,036	105,953	
増 減	冊数	3,620	386	951	382	△136	455	△161	5,497
	率(%)	8.4	2.7	6.4	3.7	△1.6	8.0	△1.8	5.2

館別・年齢別登録者数（18歳以下）

(単位：人)

年 度	年 齢 層 区 分	市民 図書館	昭和 分館	緑分館	つつじが 丘分室	やまのか み分室	移動 図書館	合 計
27 年 度 末	0～6歳(学齢前)	2	1	19	1	0	19	42
	7～12歳(小学生)	3,708	160	315	110	60	42	4,395
	13～15歳(中学生)	947	55	136	57	49	21	1,265
	16～18歳	763	42	73	43	21	22	964
	合 計	5,420	258	543	211	130	104	6,666
23 年 度 末	0～6歳(学齢前)	12	0	0	2	0	18	32
	7～12歳(小学生)	3,958	158	374	180	82	61	4,813
	13～15歳(中学生)	1,059	90	102	88	36	40	1,415
	16～18歳	634	109	117	72	24	48	1,004
	合 計	5,663	357	593	342	142	167	7,264
増 減	0～6歳(学齢前)	△10	1	19	△1	0	1	10
	7～12歳(小学生)	△250	2	△59	△70	△22	△19	△418
	13～15歳(中学生)	△112	△35	34	△31	13	△19	△150
	16～18歳	129	△67	△44	△29	△3	△26	△40
	合 計	人 数	△243	△99	△50	△131	△12	△63
率(%)		△4.3	△27.7	△8.4	△38.3	△8.5	△37.7	△8.2

児童図書貸出冊数

(単位：冊)

年 度		市民 図書館	昭和 分館	緑分館	つつじが 丘分室	やまのか み分室	移動 図書館	合 計
27 年度末		100,200	39,833	36,473	19,102	8,788	7,659	212,055
23 年度末		105,193	33,148	29,303	18,201	11,229	6,451	203,525
増 減	冊 数	△4,993	6,685	7,170	901	△2,441	1,208	8,530
	率 (%)	△4.7	20.2	24.5	5.0	△21.7	18.7	4.2

館別・年齢別貸出冊数 (18歳以下)

(単位：冊)

年 度	年 齢 層 区 分	市民 図書館	昭和 分館	緑分館	つつじが 丘分室	やまの かみ分室	移動 図書館	合 計
27 年 度 末	0～6歳(学齢前)	1,921	809	683	331	357	551	4,652
	7～12歳(小学生)	30,426	10,376	16,055	6,428	3,536	2,680	69,501
	13～15歳(中学生)	6,937	1,235	2,622	597	660	55	12,106
	16～18歳	2,873	579	763	146	29	6	4,396
	合 計	42,157	12,999	20,123	7,502	4,582	3,292	90,655
23 年 度 末	0～6歳(学齢前)	2,596	523	959	608	388	655	5,729
	7～12歳(小学生)	37,595	9,149	14,167	6,440	6,475	2,121	75,947
	13～15歳(中学生)	10,603	1,296	1,062	366	364	9	13,700
	16～18歳	5,540	765	880	146	80	5	7,416
	合 計	56,334	11,733	17,068	7,560	7,307	2,790	102,792
増 減	0～6歳(学齢前)	△675	286	△276	△277	△31	△104	△1,077
	7～12歳(小学生)	△7,169	1,227	1,888	△12	△2,939	559	△6,446
	13～15歳(中学生)	△3,666	△61	1,560	231	296	46	△1,594
	16～18歳	△2,667	△186	△117	0	△51	1	△3,020
	合 計	人 数	△14,177	1,266	3,055	△58	△2,725	502
	率 (%)	△25.2	10.8	17.9	△0.8	△37.3	18.0	△11.8

⑤子ども読書活動推進計画達成度の状況

第二次昭島市子ども読書活動推進計画の着実な推進のため、毎年、市立小中学校及び子ども読書活動庁内関係機関に達成度調査を実施し、昭島市子ども読書活動推進計画庁内連絡会議を開催し検証してきました。以下は平成25年度から平成27年度（庁内関係機関については平成27年度のみ）の達成度状況です。

（注1） A（達成できている）、B（ほぼ達成できている）、C（やや達成できていない） D（達成できていない）

調査対象	質問要旨	評価区分割合（％）					
		年度	A	B	C	D	
小学生	児童への読書活動の取組状況	児童の読書時間確保と読書の習慣化を図る。	27	80	20	0	0
			26	81	19	0	0
			25	63	38	0	0
		児童自身による読書活動の活性化を図る。	27	27	73	0	0
			26	13	81	6	0
			25	19	81	0	0
		図書委員会の活動を通して読書活動の楽しさを児童に広く伝える。	27	53	47	0	0
			26	50	50	0	0
			25	50	50	0	0
	保護者会や学校だよりなどで読書活動の必要性を啓発し、家庭においても子どもが本に親しむ機会をつくるように働きかける。	27	27	60	13	0	
		26	19	63	19	0	
		25	31	56	13	0	
	団体貸出の活用などを通じて、資料を収集し読書活動を活性化する。	27	47	47	7	0	
		26	25	69	6	0	
		25	25	44	19	13	
	読み聞かせやブックトーク（※7）などの読書活動を市民ボランティアなどの支援・協力を得て行っていく。	27	80	20	0	0	
		26	69	25	6	0	
		25	63	19	0	19	

学校図書館整備	児童の発達段階に応じた蔵書数確保と内容の充実を図る。	27	81	20	0	0	
		26	63	38	0	0	
		25	69	31	0	0	
	学校図書館に来て、楽しく、静かに読書ができる場所になるようにする。	27	67	27	7	0	
		26	50	50	0	0	
		25	56	44	0	0	
	各教科等の学習時における学校図書館の利用を促進する。	27	40	60	0	0	
		26	19	75	6	0	
		25	25	69	6	0	
	図書資料の移動目的のための、学校間、学校と公共図書館間の物流体制を整備する。	27	33	40	13	13	
		26	25	44	13	19	
		25	31	31	19	19	
	学校図書館の各業務について、地域や保護者のボランティア活動を活性化し、地域に支えられた図書館づくりに努める。	27	73	20	0	7	
		26	50	38	6	6	
		25	50	25	0	25	
	教職員	学校図書館の意義についての共通理解を持ち、読書や調べ学習施策推進のための研修を実施する。	27	0	73	13	13
			26	0	63	31	6
			25	6	56	31	6
学校図書館担当の教職員を対象とした研修機会を作る。		27	0	67	13	20	
		26	0	50	31	19	
		25	13	44	38	6	

調査対象	質問要旨	評価区分割合 (%)					
		年度	A	B	C	D	
中学生	生徒への読書活動の取組状況	生徒の読書時間確保と読書の習慣化を図る。	27	86	14	0	0
			26	86	14	0	0
			25	100	0	0	0
		生徒自身による読書活動の活性化を図る。	27	29	57	14	0
			26	14	71	14	0
			25	0	100	0	0
		図書委員会の活動をとおして読書活動の楽しさを生徒に広く伝える。	27	43	57	0	0
			26	14	86	0	0
			25	29	57	14	0
	保護者会や学校だよりなどで読書活動の必要性を啓発し、家庭においても子どもが本に親しむ機会をつくるように働きかける。	27	14	71	14	0	
		26	14	57	29	0	
		25	0	71	29	0	
	団体貸出の活用などを通じて、資料を収集し読書活動を活性化する。	27	0	14	29	57	
		26	0	14	29	57	
		25	29	0	14	57	
	学校図書館整備	生徒の発達段階に応じた蔵書数を確保し、内容の充実をはかる。	27	100	0	0	0
			26	71	29	0	0
			25	57	43	0	0
		学校図書館に来て、楽しく、静かに読書ができる場所になるようにする。	27	57	43	0	0
			26	57	43	0	0
			25	86	14	0	0
		各教科等の学習時における学校図書館の利用を促進する。	27	0	86	14	0
			26	0	71	29	0
			25	0	86	14	0

		図書資料の移動目的のための、学校間や学校と公共図書館間の物流体制を整備する。	27	14	14	29	43
			26	17	17	33	33
			25	14	14	29	43
		学校図書館の各業務について、地域や保護者のボランティア活動を活性化し、地域に支えられた図書館づくりに努める。	27	43	29	0	29
			26	43	29	0	29
			25	43	14	14	29
	教職員	学校図書館の意義についての共通理解をもち、読書や調べ学習施策推進のための研修を実施する。	27	0	29	71	0
			26	0	33	67	0
			25	14	29	57	0
		学校図書館担当の教職員を対象とした研修機会を作る。	27	0	86	14	0
			26	0	67	33	0
			25	14	43	43	0

庁内調査対象	質問要旨	評 価			
		A	B	C	D
保健福祉センター(あいぼっく)	健康診断などでの読書活動啓発への取り組み	○			
	ボランティアの協力による各読書活動事業への取り組み	○			
	健康教室などにおける読書活動啓発への取り組み	○			
	その他読書活動啓発への取り組み	○			
堀向保育園	絵本読み聞かせ、紙芝居等の活動を実施する。	○			
	わらべ唄、子守唄、ストーリーテリング(※8)等を実施する。	○			
	保護者へ読書活動啓発の働きかけを実施する。		○		
	地域の子どもの読書活動を支援する。			○	
	図書・絵本コーナーの充実を図る。		○		
なしのき保育園	絵本読み聞かせ、紙芝居等の活動を実施する。	○			
	わらべ唄、子守唄、ストーリーテリング等を実施する。	○			
	保護者へ読書活動啓発の働きかけを実施する。		○		
	地域の子どもの読書活動を支援する。			○	
	図書・絵本コーナーの充実を図る。		○		
子ども家庭支援センター	エプロンシアター(※9)・パネルシアター(※10)を継続的に実施する。	○			
	保護者への絵本読み聞かせ講座等を実施する。	○			
児童センター	ボランティアによる絵本読み聞かせ等の読書活動推進事業を実施する。		○		

学童クラブ	ボランティアや指導員による絵本読み聞かせ等の読書活動推進事業を実施する。	○			
	子どもたちへ豊富な読書情報を提供する。		○		
市民図書館	乳幼児と保護者への読書（絵本）の啓発事業を実施する。	○			
	おはなし会の実施と充実化を図り、他に子どもたちの楽しめる事業を実施する。	○			
	児童対象に、ボランティアとの協働により読み聞かせ活動などを充実させていく。		○		
	中高生対象に、ティーンズコーナー図書の実施を図り、また、中学生の読書フォーラムを継続していく	○			
	児童サービスに精通した司書の配置を進め、各種事業を推進する。	○			
	子ども読書活動推進ボランティアとの連携・協力を強化する。	○			
	研修を通じ、児童サービス担当職員やボランティアの資質向上を図る。	○			
	子ども対象のブックリスト、定期的児童刊行物、利用案内などの発行を実施し、子ども向けホームページを開設する。		○		
公民館	親、大人対象の講座等を実施する。	○			
	保育室の絵本、紙芝居を充実させていく。	○			
	保育室での読み聞かせ事業を実施する。		○		
	親、大人と子どものつどいを実施する。	○			
	地域活動者への学習機会の支援を行う。	○			

(2) 子ども読書活動推進計画の成果と課題

第二次昭島市子ども読書活動推進計画では第一次計画期間に作ったしくみを基盤として、子ども読書を取り巻く状況なども踏まえて事業を着実に推進してまいりました。その成果と課題は以下のとおりです。

<成果>

① 乳幼児

児童と保護者に、ボランティアの協力も得ながら、絵本や紙芝居などの読み聞かせを行い、おはなしの世界を楽しむことができました。市民図書館では赤ちゃんに対して、0, 1, 2歳向けの読み聞かせが好評で定着したほか、音楽を取り入れた絵本ライブなども人気を博しました。

また、保健福祉センター（あいぼっく）で3歳児健診のときに紙芝居やエプロンシアターなどを演じて、親子のふれあいのきっかけにしたほか、子ども家庭支援センターでエプロンシアター、パネルシアターを継続的に実施するなど子どもとかかわりのある機関・施設で読書に親しむ環境づくりが進みました。

また、市民図書館では、児童サービスに精通した担当職員を配置し市民ニーズに沿った事業を進めたほか、読み聞かせを始めた保護者などのための講座の開催や、はじめて出会う絵本コーナーを設置し、生まれたときからの読書環境づくりに努めました。

② 小学生

朝読書などをおして学校では読書時間の確保が図られました。また図書館からの団体貸し出しを利用し、移動教室の参考資料を収集するなど、読書活動は活性化しています。

学校図書館関係では児童の発達段階に応じた蔵書数確保と内容の充実が図られたほか、地域や保護者のボランティア活動により、地域に支えられた図書館づくりに努めました。

また、学童クラブではボランティアや指導員による絵本読み聞かせ等の読書活動推進事業を行いました。

その他、市民図書館職員が小学校を訪問し、図書館の紹介やブックトークなどを行ったほか、児童の図書館施設見学をおして本を身近に感じる取り組みを行いました。

③中学生

朝読書などをおして学校では読書時間の確保が図られました。学校図書館関係では生徒の発達段階に応じた蔵書数確保と内容の充実が図られました。また、市民図書館との連携事業では修学旅行の参考図書等の団体貸出や

生徒の図書館見学や図書館職場体験をとおして本を身近に感じる取り組みを行いました。更に、読書の大切さ、楽しさを考えてもらうことを目的とした中学高校生の読書フォーラムでは平成 26 年度からビブリオバトルを実施するなど読書の関心を高める事業を行いました。

④高校生など（概ね 18 歳まで）

中学高校生の読書フォーラムは高校生が主体となって企画実行委員会を組織し開催しました。市民図書館ではティーンズコーナーの充実や生徒の職場体験をとおして本を身近に感じる取り組みを行ったほか、平成 27 年度から図書館職員が都立高校を訪問し読み聞かせ実習を行っています。

<課題>

5 ページに記載しました平成 27 年度「昭島市立学校の児童・生徒及び保護者アンケート」調査結果によれば「保護者からみて毎日読書をしていると思いますか。」の質問項目に対して、「あまりそうは思わない」「そうは思わない」との回答が小学生、中学生とも 60%超となっています。6 ページに記載しました東京都における「本を読んでいない子どもを取り巻く環境として」の調査結果では、未読者を取り巻く環境として身近な読書体験が少ないという傾向がみられ、7 ページでは市民図書館の利用率の低下もみられることから、より一層、学校・家庭・地域・図書館における読書環境の整備が必要です。

また、子どもの読書は量だけでなく、その質も高めていくことが豊かな発達のために必要です。そのためには、乳幼児期から継続的に、概ね 18 歳くらいまでの子どもの発達段階に応じた読書活動へのアプローチを行うことが大切です。

①乳幼児

誕生から 3 歳頃までは外界からの刺激を強く受けて、目覚しい早さで言葉を獲得していきます。この時期に保護者はもちろん、身近にいるおとなたちが語りかけや本の読み聞かせをしてあげて、言葉による働きかけを十分にすることが大切です。絵本や読み聞かせなどにたっぷり浸る時間を家庭や地域でつくり、本の楽しさを分かち合い、本の世界へと旅立てる読書環境をつくる必要があります。

②小学生

就学期には、学校での学習により知識を蓄え、本に親しみ、音読や読書習慣を身につけることによって、心を豊かにし社会で生きていくための礎を築いていきます。小学校においては児童の読書時間は確保されているようですが、家庭における取り組みや児童自身による読書活動が不十分な

状況です。児童ひとりひとりが読書の楽しみを知ってもらえるよう、学校全体での体制整備や司書教諭をはじめとする教員への研修・啓発などが必要です。また、学校図書館は授業や調べ学習などにも役立つよう充実を図る必要があります。

③中学生

生徒が自主的に自由な読書を楽しみながら、学校や家庭における読書習慣を確立し、目的に応じて自立的に読書ができることが大切です。

中学校においても生徒の読書時間は確保されているようですが、家庭における取り組みや生徒自身による読書活動が不十分な状況です。生徒ひとりひとりが読書の楽しみを知り、読書習慣を確立するためには、学校全体での体制整備や司書教諭をはじめとする教員への研修・啓発などが必要です。また学校図書館は、授業や調べ学習に役立つ本や生徒が必要としている本、興味をもてる分野の本を収集し、司書教諭等がその紹介をするなど、内容の充実を図る必要があります。

④高校生など（概ね18歳まで）

十代後半は知識も豊富になり自我も発達し、十分におとなの読書が楽しめる年代です。読書を通じて得た知識や体験を創作という形で社会に発表することも十分にできます。現状では、東京都における計画の高校生の本を読まなかった理由のトップが「読む時間がなかった」であることや、館別・年齢別貸出冊数の高校生における減少がみられることから、より積極的な読書啓発活動の実施が課題としてあげられます。

⑤子どもを取り巻くおとな

家庭、学校、地域など子どもを取り巻く環境には必ずおとなが存在します。このことから、子どもと読書をつなげる担い手として、おとながどのように関わりをもつかが重要となります。保護者や身近なおとなたちが子どもの読書活動の意義について理解するとともに、自らも読書習慣を身につけていることが大切です。また、保育園、学校、市民図書館などの関係機関ではボランティアの活性化を課題としてあげている部分が多くみられます。

さらに、図書館以外の施設における図書資料や読書活動推進事業の充実を図る必要があります。

3 計画の基本的な方針

第三次昭島市子ども読書活動推進計画では子どもと本をつなぐ取り組みとして、次の5つの視点を計画の基本的な方針として定め、読書環境の整備を図り、現状の分析から見えてきた課題の解決を図り、子どもの成長の段階に応じた様々な分野の本との出会いや多様な読書の機会を提供する取り組みなどをおして、社会全体で子どもの読書活動を推進していきたいと考えます。

(1) 乳幼児のいる家庭・かかわる人への支援

乳幼児期に絵本の読み聞かせを行うことは、子どもの感情を豊かにし、コミュニケーション能力の獲得や、その後の言語能力の発達にもつながります。読書が心豊かな営みであることを理解し、子どもと保護者あるいはかかわる人たちに対して地域全体で支援することが大切です。

(2) おとなは子どもと本のつなぎ役

読書が生み出す素晴らしい世界を子どもたちに教えるのがおとなの役割です。おとなは子どもと本とを結びつける「つなぎ役」を担います。

(3) 読書環境の整備

不読率のより一層の改善のためには、家庭、学校、地域、図書館のほか、子どもに関わる施設など身近な環境を整備し、子どもと本をつなぐ読書活動をより活発化させることが大切になります。

(4) 地域で読書環境を育む

幼稚園、保育園、学校、市民図書館、あいぽっくなどで行われている読み聞かせなどのボランティア活動を推進し、地域で子どもたちの読書に対する関心を育みます。

(5) 読書活動を有効に進めるための連携

子どもと本とおとなをつなぐ読書活動のためには、家庭、学校、地域、図書館などの身近な環境の整備とともに、それらをつなげる連携づくりが重要であり、その連携が子どもの読書活動をより有効に推進していくことになります。

第2章 具体的な取り組み

1 目標

新たな試みとして、第三次計画期間中の達成目標を設定しました。

- (1) 市民図書館における18歳以下の貸出券（カード）登録者数を7,000人とします。
- (2) 市民図書館における18歳以下の年間貸出冊数を100,000冊とします。

2 乳幼児の読書活動への取り組み

(1) 家庭での読書活動への支援

事業名	家庭での読書活動の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児と保護者などに対して、絵本の楽しさや読書の必要性を紹介する事業を行っていきます。・子ども向けの読書案内やブックリストの作成や提供などを充実していきます。さらに、子ども向け図書館ホームページについて研究していきます。
主たる事業担当	市民図書館
事業名	赤ちゃんと絵本をつなぐ取り組みと誕生祝記念品の贈呈
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・赤ちゃんと絵本が初めて出会う取り組みとして、市民図書館では耳に心地良い言葉やリズムの美しい絵本を集めたはじめて出会う絵本コーナーを設置し、充実させていくほか、初めて読み聞かせをする保護者を対象にした講座の開催や、「図書館員がおすすめした絵本の紹介」を市民課で配布します。また、子ども家庭部の事業として乳児家庭全戸訪問事業で誕生祝記念品として絵本を贈呈します。
主たる事業担当	市民図書館、子ども子育て支援課
事業名	はじめて赤ちゃんのための育児講座
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・子ども家庭支援センターの育児講座にて「絵本について」というタイトルで、絵本を介しての親子のかかわり方や月齢に合った絵本選びを学び、年齢にあわせて子どもの心に届くような言葉で読み聞かせをすることで、親子で絵本を身近に感じられるような読書環境づくりに取り組みます。
主たる事業担当	子ども育成課

事業名	わらべ歌・子守歌などの実施
事業内容	・子育てひろば・つどいのひろばや幼稚園・保育園ではわらべ歌や子守歌などを実施して、独特な優しいリズムや、繰り返しの言葉に心地よさを味わうことで、子どもの感情を豊かにします。
主たる事業担当	子ども子育て支援課、幼稚園・保育園
事業名	絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、手遊び、パネルシアター、エプロンシアター、ペープサート(※11)、紙芝居など活動の実施
事業内容	・発語や語彙を促し、繰り返し行うことで子どもの想像力や考える力、表現力が豊かになることから、このような諸活動を子育てひろば・つどいのひろばや幼稚園・保育園で実施していきます。
主たる事業担当	子ども子育て支援課、幼稚園・保育園
事業名	保健福祉センター（あいぽっく）の健康診査などでの取り組み
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センター（あいぽっく）では母子保健行政を担っており健全な心の育成を視野に入れた健診体制の整備と育児不安の軽減など、地域ぐるみで安心して産み育てられる環境づくりなどに取り組んでいます。母子保健事業のなかでボランティアの協力により、わらべうたやおはなしの会を実施し子どもと保護者が共に楽しむ読書環境づくりを推進するほか、読書活動はすべての子とその子らしい発達や成長をとげ、豊かな心を育むものとして期待できるので、可能な限り取り入れていきます。 ・3歳児健診の集団指導に紙芝居やエプロンシアターを取り入れていくほか、多くの親子が集まる他の機会にも絵本の読み聞かせや紹介なども取り入れ、親子のふれあいのきっかけづくりを促すような取り組みをしていきます。 ・乳幼児向け図書コーナーを、待合ロビーに常設します。
主たる事業担当	健康課

事業名	保健福祉センター（あいぼっく）の教室などにおける取り組み
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児対象のフォロー教室や2歳児すこやか教室などで、保育士が紙芝居・おはなし・読み聞かせなどを随時取り入れていきます。 ・市民図書館等と連携し、絵本などの紹介にも取り組んでいくほか、保護者と赤ちゃんとのおはなしの出会いが促進され、絵本の読み聞かせの習慣が付くことを目標に取り組んでいきます。
主たる事業担当	健康課
事業名	幼稚園・保育園の保護者への働きかけの実施
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本の貸し出しコーナーを設け、家庭でも絵本や紙芝居と触れ合い、大切な親子の時間をお話を通じて一緒に過ごすひと時となるように提供しています。また、お便りで子どもたちが好きな絵本を紹介したり、保護者会では、職員が保護者に向けて、絵本を読むひと時を設け絵本の楽しさ、絵本から伝えたいことなど様々な情報を共有していきます。
主たる事業担当	幼稚園・保育園
事業名	おはなし会やその他の事業実施
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本や語りの楽しさを幼児に伝えるためにおはなし会を行っています。今後は内容などをより充実させていくほか、子どもたちが楽しめる事業を充実していきます。
主たる事業担当	市民図書館
事業名	本に親しむ環境を学ぶ
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が学習文化活動を行い、つどい交流する場で、本や読書に関する課題を取り上げた事業や、子どもを対象とした保育室事業などを行います。
主たる事業担当	公民館
事業名	親、おとなと子どものつどいの実施
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室を利用している乳幼児を中心に、まだ利用していない子どもたちも含めて、保護者、おとなと子どもと一緒に読み聞かせや紙芝居などを楽しみながらさらに広く交流する機会としてのつどいを行います。

主たる事業担当	公民館
事業名	読み聞かせ事業
事業内容	・保育室での事業として、自分で絵本を読んだり、保育者からの読み聞かせや紙芝居などの体験のほか、公民館事業として読み聞かせ事業を行います。
主たる事業担当	公民館
事業名	読書環境づくり
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが本と自由に触れ合うことができるように、図書コーナー、絵本コーナーの充実を図ります。これらコーナーは、成長・発達段階に応じた読書ができるように、整備するとともに蔵書数を増やします。保護者向けに育児本なども所蔵します。 ・保育園（保育所）では、赤ちゃんがはじめて手にする絵本の大きさや感触、本との出会いを大切に、各年齢や成長、発達にあった絵本のある環境づくりを心掛けていきます。子どもが手に取れる高さの本棚に季節や行事などに則した絵本を入れ替えし、子どもひとりひとりが好きなお話を選べるように努めていくほか、絵本の楽しさを知り、興味・関心が生まれるような保育を行います。 ・幼稚園でも幼児の成長・発達を配慮し、ひとりひとり好きな絵本を選び絵本との出会いに喜びを知り、絵本に興味・関心が生まれるように環境を整えます。 ・公民館保育室で、常設されている絵本や紙芝居の充実などより良い読書環境づくりを行います。
主たる事業担当	公民館、幼稚園・保育園

(2) 地域への取り組み

事業名	読み聞かせボランティアへの支援
事業内容	・地域において読み聞かせ活動をしている市民やボランティアは、子どもの読書活動を推進するうえで、大きな力を発揮します。現在、市内では多くのボランティアが、学校、図書館、公民館などを拠点にしながら、おはなし会や語りの会などの様々な活動を活発に展開しています。今後、子どもの読書活動の推進に欠くことのできない存在として、ボランティアの活動を市・学校・図書館・公民館が支援するとともに、ボランティア同士も連携と協働を強めていく支援を行います。
主たる事業担当	指導課、市民図書館、公民館ほか関連部署

3 小学生・中学生の読書活動への取り組み

(1) 学校での取り組み

各校で読書計画を策定し、司書教諭を中心に担任、保護者、ボランティア及び市民図書館などが連携し、子どもの読書活動を一層推進します。また、調べ学習などを効果的に進めることができる環境を整えていきます。

事業名	読書活動の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・朝読書、読書月間などを有効に活用し、ブックトーク、リテラチャー・サークル(※12)、ビブリオバトル(※13)などの実施や教員、児童・生徒、保護者・ボランティアらによる本の紹介あるいは学級文庫の活用などにより、子どもたちに読書を楽しいものと感じる機会を増やします。 ・図書委員会の活動や図書新聞の方法などにより、児童・生徒自ら読書活動の楽しさを伝えます。 ・保護者に向けて、読書の重要性について伝える機会を増やすとともに教職員も読書の重要性を確認していきます。 ・不読児童を減らすための個に応じた読書活動の工夫を図ります。 ・身近に本を手にすることができるよう、市民図書館からの団体貸出を積極的に活用するとともに、図書館職員らによる学校訪問による読み聞かせや図書館利用または調べ方の案内、あるいは図書館職場体験・図書館見学などにより本に親しむ機会を増やします。
主たる事業担当	指導課、市民図書館
事業名	学校図書館の充実
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の発達段階に応じて図書資料の内容の充実及び適切な蔵書数を確保することで教育活動に寄与し、読書、授業、調べ学習、教員の利用、教育研究テーマ等に十分に活用できる場所にします。 ・児童・生徒が学校図書館に来て、楽しく、読書ができる場所になるようにします。 ・学校図書館の充実から公共図書館の利用につなげていきます。 ・学校と公共図書館の間で図書資料が移動できるよう物流体制を整備します。 ・学校図書館運営業務の人材確保とスムーズな運営に努めます。 ・昭島の地域資料コーナーの充実を図ります。
主たる事業担当	庶務課、指導課

事業名	教職員の読書活動、調べ学習の研修及び連携
事業内容	・教職員が読書活動の推進方策、学校図書館の活用、調べ学習などを推進するための研修の機会をつくとともに、学校と図書館と連携を強化し、子どもの読書活動の充実を図ります。
主たる事業担当	指導課、市民図書館

(2) 学校以外での取り組み

事業名	児童・生徒を対象にした取り組みの実施
事業内容	・学校や市内施設を訪問しての読み聞かせ活動などを充実させていきます。 ・読書離れや図書館離れが進んでいるといわれる中学生、高校生の世代に対するサービスを充実するため、ティーンズコーナーの図書の実質を図るほか、中学高校生の読書フォーラムでビブリオバトルを実施する等読書の楽しさを考えてもらう事業を実施していきます。
主たる事業担当	市民図書館
事業名	学童クラブでの支援
事業内容	・子どもに身近な支援員をはじめ、ボランティアによる絵本や児童書の読み聞かせを行い、子どもたちが読書に親しむ機会を積極的に提供します。 ・図書館のブックリストなど、豊富な読書情報を子どもたちに提供し、子どもたちが自主的に読書に取り組むための手助けをします。
主たる事業担当	子ども育成課
事業名	児童センターでの支援
事業内容	・子どもたちがいつでも自由に本に親しめる場として図書室があり、0歳から18歳までを対象とした蔵書が約3,500冊ありますが、蔵書を更に充実していきます。 ・子どもが読書に親しむ契機となることを期待し、定期的にボランティアによるストーリーテリングや絵本の読み聞かせなどの事業が行われていますが、今後も、ボランティアの協力によりこれらの読書活動の推進に努めていきます。
主たる事業担当	子ども育成課

4 高校生の読書活動への取り組み

事業名	読書活動の推進
事業内容	・学年が進行するごとに不読率が高まる傾向に対して、高校生らによる読書フォーラムを実施し、ビブリオバトルなどを通して自ら読書活動を振り返り、読書意欲を高める場をつくっていきます。
主たる事業担当	市民図書館
事業名	市民図書館との連携
事業内容	・読書をする時間の確保が困難であるという状況のなかで、生徒が読書の時間を確保し、生徒自ら読み聞かせやブックトークを行うなどの活動を通じて、読書に親しむ態度を育成し、読書習慣の確立を促す取り組みを充実するために市民図書館との連携を図ります。
主たる事業担当	市民図書館

5 特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動への取り組み

事業名	資料の充実
事業内容	・特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動については、ひとりひとりの状況に応じたきめ細やかな対応が必要とされます。さわる絵本や大活字本、デイジー資料（※14）などの多様な形態の資料の充実とともに、子どもが本と出合い、豊かな読書体験を育むための幅の広い選書に配慮していきます。
主たる事業担当	市民図書館
事業名	読書活動の支援
事業内容	・障害の状態や特性に応じて、さわる絵本、点字資料、大活字本やマルチメディアデイジー（※15）等のさまざまな資料を検討、収集するとともに、おはなし会や対面朗読など、どのようなサービスが期待されているのかについて、関係機関とともに連携し研究します。
主たる事業担当	市民図書館、指導課、庶務課

6 市民図書館の取り組み

事業名	図書館活動強化への取り組みの実施
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動の推進に重要な役割を果たす児童サービスに精通した司書等の配置を進めます。また、児童サービスを中心に各種事業を推進します。 ・子どもの読書活動を推進するボランティアとの連携・協力を強化します。 ・児童サービス担当職員の研修を実施し、その資質の向上に努めるほか、図書館事業に携わるボランティアの研修も行います。 ・子どもたちの読書のきっかけづくりのために、季節や旬などを意識したお勧めの本の展示を進めていきます。
事業名	貸出券（※16）作成事業
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年生への貸出券作成を、小学校を通じて実施していきます。
事業名	（仮称）教育福祉総合センター内に設置される図書館機能部分における取り組み
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度に開館予定の（仮称）教育福祉総合センター内に設置される図書館機能では、児童書コーナーの蔵書の充実を図るとともに、多くの閲覧席を確保し、また、おはなし会などにも使用できるスペースを設置するほか、中学・高校生向けのグループ学習室を備えたティーンズコーナーを設置し、乳幼児から高校生まで、途切れのない良好な読書環境の提供に努めます。

7 オリンピック・パラリンピック開催に関連した読書活動の推進

事業名	読書活動の推進
事業内容	<p>2020年オリンピック・パラリンピック開催は、子どもたちにスポーツや世界の多くの国々への興味を抱く絶好の機会です。東京オリンピック・パラリンピックを通じて、より広い世界への知的欲求を満たし、他者への思いやりや理解などにあふれた優れた国際感覚をもって活躍できる子どもたちを育むために、読書活動が支援できる場面は少なからずあると思われま</p> <p>す。このことから、次のような読書活動を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京オリンピック・パラリンピック関連資料等の充実 市民図書館では2020年の東京オリンピック・パラリンピック関連資料のほか、前回の東京オリンピック・パラリンピックを含む世界のオリンピック・パラリンピック、世界の国々、世界のスポーツ等の資料を積極的に収集し、紹介するように努めます。 ・学校教育におけるオリンピック・パラリンピック教育の充実支援 学校教育においてオリンピック・パラリンピック教育の充実を図るために、関連資料の紹介やそれらを用いた調べ学習の促進などに努めます。 ・子どもと関わりのある機関・施設等への働きかけ 公共機関や子どもと関わりのある機関・施設等で、どのようなオリンピック・パラリンピックに関連した読書活動ができるか話し合いや研究をしていきます。
主たる事業担当	市民図書館、指導課ほか

第3章 計画の実現へ向けて

1 人材の確保と育成

(1) 司書・司書教諭等の配置

市民図書館に配置される司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択、収集、提供から子どもに対する読書の案内、相談や行事の企画、立案、実施など、子どもの読書活動全般に対する見識と技術が求められる重要な職務についています。その役割の重要性を認識して、児童サービス担当司書の適正な配置をします。

司書教諭は、学校図書館資料の選択、収集、提供から子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営、子どもの図書館利用の促進について、中核的な役割を果たす重要な位置にいる教諭です。子どもの読書活動を一層推進するためには、学校図書館運営業務の人材確保、スムーズな運営、学校全体での体制整備などを図り、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるように、読書環境の整備を図る必要があります。

(2) 子どもの読書活動にかかわる職員などの研修

子どもの読書活動を推進するためには、関係する職員などが子どもの発達段階の特徴を理解し、子どもの本についての幅広い知識を持ち、子どもと本との出会いをつくり出すことに優れた能力を発揮することが求められます。市民図書館と学校とは、子どもの読書活動の中核として連携・協力しながら、積極的に研修機会を創出していく必要があります。

(3) ボランティアとその育成

子どもの読書活動は、図書館の職員をはじめ幼稚園、保育園、学校などの職員による活動だけではなく、読み聞かせ活動などを行っている市民やボランティアによっても支えられています。そこに参加する市民は年々多くなってきています。多くの市民がボランティア活動に気軽に参加でき、より活発に継続的に活動するために、市民図書館が子どもの本に関する知識や読み聞かせなどの技術を身につける研修を行うほか、相互に交流できる場の確保に取り組んでいきます。

2 子どもの読書活動への理解と促進

(1) 子どもの読書活動に関する情報の収集と提供

子どもが本と出会い、読書に親しむための読書環境を整えるためには、市民全体の読書活動への理解と協力が欠かせません。そのためには子どもの読書活動に関する情報がいつでもどこでも利用できることが大切です。読書活動にかかわる団体などの取り組み状況の情報を収集し地域ネットワークで共有を図りながらインターネットなどを利用して、市民へ情報提供することによって、子どもの読書活動が全市的に促進されるようにしていく必要があります。

(2) 「子ども読書の日」などにおける行事の実施

4月23日は「子ども読書の日」です。この日は子どもの読書活動の推進に関する法律のなかで、「国民間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に定められました。同様の趣旨で行われているこどもの読書週間や国民全体に読書を進める運動である読書週間を中心として、学校、地域の関係機関などの連携や協力のもとに、子どもの読書活動に関する事業をそれぞれの場で実施します。

3 子どもの読書活動推進体制

(1) 子ども読書活動推進計画評価等会議

全市的に子どもの読書活動を確実に推進していくためには、子どもを取り巻くすべてのおとな（団体・個人）が連携して計画の実施に取り組み、定期的に実施の状況を検証し、評価していく必要があります。「子ども読書活動推進計画評価等会議」を設置し、開催していきます。

(2) 子ども読書活動推進計画庁内検討委員会

「子ども読書活動推進計画庁内検討委員会」を平成28年4月に設置しました。委員会は、教育委員会及び保育園・幼稚園等を担当する部署、福祉部門、市民会館・公民館など子どもの読書に関係する部署の担当職員で構成されています。本委員会において今後、読書活動を高めるための調査研究や情報収集を図りながら、定期的に進捗状況の確認を行い、計画の推進について検討していきます。

(3) 社会全体での読書活動の推進

市民図書館が中心となり、子どもを取り巻く家庭、学校、地域と連携しながら、子どもたちが本と出会う機会が出来るだけ多くなるような取り組みや場の提供等、子どもが本に親しむ施策の推進を図ります。

＜資料1＞ 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

＜資料2＞ 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、昭島市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に関することについて必要な事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 昭島市民図書館協議会委員 1人
- (2) 学校教育関係者 2人以内
- (3) 社会教育関係者 1人
- (4) 幼稚園関係者 1人
- (5) 子育て支援関係者 1人
- (6) 子ども読書活動関係者 1人
- (7) 学識経験者 1人
- (8) 公募市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による教育長への報告を終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外のものに会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習部市民図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、委員長が委員

会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月13日から実施する。

<資料3> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

平成28年7月20日就任

氏名	選出区分
真如 むつ子	昭島市民図書館協議会
俣田 康之	学校教育関係者
中島 理智	学校教育関係者
山崎 功	社会教育関係者
武藤 孝子	幼稚園関係者
久米 孝江	子育て支援関係者
清水 結	子ども読書活動関係者
大串 夏身	学識経験者
河村 秀紀	公募市民委員
藺田 有司	公募市民委員

任期 平成28年7月20日から平成29年3月31日まで

<資料4> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会開催状況

回数	開催日	内 容
第1回	平成28年7月20日(水)	委嘱状の交付、委員・職員紹介 正副委員長の選任について 委員会審議の進め方について 昭島市子ども読書活動推進計画庁内検討委員 会の計画(素案)について報告 内容審議(第1章1、2)
第2回	平成28年9月23日(金)	内容審議(第2章まで)
第3回	平成28年10月6日(木)	内容審議(素案のまとめ)
第4回	平成29年1月18日(水)	パブリックコメントへの回答を審議 素案の修正

<<用語説明>>

1 子ども

この計画における「子ども」とは、0歳から概ね18歳以下の子どもとする。

2 第五次昭島市総合基本計画

平成23年度から平成32年度を計画期間とする計画であり、この中で子どもと本とをつなぐ読書環境の整備を進めるとしている。

3 第2次昭島市教育振興基本計画

平成27年度から平成32年度を計画期間とする計画であり、この中で「第三次子ども読書活動推進計画」の策定を挙げている。

4 昭島市民図書館基本方針・基本計画

第五次昭島市総合基本計画の教育における分野別計画である第2次昭島市教育振興基本計画の個別計画として策定するもので、子ども読書活動推進計画と連携している。

5 東京都における計画

第三次東京都子供読書活動推進計画（平成27年2月、東京都教育委員会）を言う。

6 不読率

1か月に1冊も本を読まなかった子どもの割合。国と同様の表現。

7 ブックトーク

学校などで子どもたちに読書への関心を引くために行う本の紹介活動。ある特定のテーマを決めて、そのテーマに関する本をいろいろの分野から複数冊を用意して、子どもたちが興味をそそるように文脈をつくり、あらすじを紹介したり、一部を朗読したりして順番に紹介していく。

8 ストーリーテリング ^{すばなし}（素話）

昔話などのものがたりを覚えて、子どもたちを前にして語ることで、児童図書館、学校、文庫などで行われている。読むことのできない子どもでも物語を楽しむことができるので、読書への誘いとして用いられる。「素話」ともいう。

9 エプロンシアター

エプロンを舞台に見立てて、人や動物の人形をつくり、マジックテープやポケットを利用して、物語をエプロンの上で展開する人形劇の一形態。

10 パネルシアター

パネル布などをベニヤ板に張って舞台を作り、その上で人形や風景などを動かして、物語を展開する人形劇の一形態。

11 ペープサート

割り箸などを支えにして厚紙で作った、人や動物の裏表とも表情が異なる人形を使って演じる人形劇の一形態。

12 リテラチャー・サークル

3～5人のグループで同じ本を読んで話し合う活動。グループ内で1冊の本を読むときに、思い出し屋、質問屋、段落屋、イラスト屋とそれぞれの役割を決め、役割に基づいて読んだことをグループ内で話し合うことなどにより、自然に上手な読み方、伝え方ができると考えられている。

13 ビブリオバトル

何人かでお薦めの本を紹介し合い、どの本が一番読みたくなったかを競う活動。

14 デイジー資料

視覚障害者や普通の出版物では読むことのできない人のために、図書をCDに録音作成したもの。

15 マルチメディアデイジー

本文の文字・画像が音声と同期している電子図書。図書はデジタル情報なので、弱視者にも使いやすいレイアウト（文字の大きさ、色、行間、縦書きと横書き等）に変更が可能。

16 貸出券

個人が図書館資料を借り入れるときに必要な券。

表紙のイラストは、昭島市民図書館協議会委員の
本多豊國氏の作です。

第三次昭島市子ども読書活動推進計画

発行年月 平成 29 年 3 月
編集・発行 昭島市 生涯学習部市民図書館
〒196-0033 昭島市東町 2 丁目 6 番 33 号
電話 042-543-1523